

第 272 回開発審査会承認
平成 19 年 11 月 30 日施行

運用基準 12 家畜排せつ物の堆肥化施設【個別付議基準】

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号）第 2 条に規定する家畜排せつ物を処理し堆肥化する施設に係る開発行為については、申請の内容が次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- 1 当該施設は、市内の畜産農家から発生する家畜排せつ物の適正処理及び利用促進のために必要と認められ、かつ、家畜排せつ物利活用施設として国県補助を受けて建設又は運営されるものであること。
- 2 堆肥は、主として当該市街化調整区域にある農地の土壌改良、肥料として使用されるものであること。
- 3 予定建築物の位置については、排出する畜産農家の周辺であるか、搬送経路等から適切な場所で、周辺土地利用と調和が取れたものであること。
- 4 当該施設の立地について、神戸市の畜産振興施策及び都市計画の観点から支障がないと認められること。